

## 小矢部市予定価格事前公表の運用基準

### (趣旨)

第1条 この運用基準は、小矢部市が発注する建設工事（以下「工事」という。）並びに小矢部市が発注する建設工事に関する工事の設計、調査及び測量等の委託業務（以下「委託業務」という。）に係る指名競争入札を行う場合の予定価格事前公表（以下「公表」という。）の運用に係る必要な事項を定める。

### (公表対象)

第2条 公表の対象は、予定価格が130万円を超える工事及び予定価格が50万円を超える委託業務とする。

### (公表時期)

第3条 公表の時期は、設計図書等の縦覧にあわせるものとする。

### (公表方法)

第4条 公表の方法は、小矢部市役所設計書縦覧室における閲覧及び小矢部市のホームページ上においての公表とする。

### (入札価格の積算内訳書)

第5条 公表を行った工事、委託業務において、予定価格が200万円以上のものにあつては、入札書と同時に入札価格の積算内訳書を提出させなければならない。

### (指名停止等)

第6条 公表を行った工事、委託業務において、予定価格を超える入札を行った場合は、入札に対する不誠実な行為と見なし指名停止等の措置を行うこととする。

### (公表の特例)

第7条 市長が特に必要と認めた場合、公表の対象、時期、方法及び入札価格の積算内訳書において、この運用基準によらないことができる。

附 則

この運用基準は、平成14年4月1日から施行する。

この運用基準は、平成15年5月1日から施行する。